

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県諏訪郡原村

2 構造計画特別区域の名称

八ヶ岳西麓原村ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県諏訪郡原村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

原村（以下、本村という。）は、長野県の中央、諏訪盆地の南東に位置し、北と西は茅野市、南は富士見町と接しており、八ヶ岳連峰の阿弥陀岳を頂点として東西に細長い形をしている。八ヶ岳西麓の緩傾斜地、標高 900m～1,300m には、多くの集落や耕地が広がり住民生活の中心地となっている。東西に 16.2km、南北 5.9km、総面積 43.26 km²の面積を有し、ほとんどの集落が村中心部から車で 5 分以内、遠方の別荘地からでも 10 分程度で移動でき、小中学校、保育園、私立幼稚園が各 1 つずつで、公共施設のほとんどが役場から半径 250m 以内に集中している。また、中央自動車道で首都圏から 2 時間半、中京圏から 3 時間で来ることができ、最寄りの諏訪南 I C から村中心部まで 10 分程度とアクセスがしやすい。

(2) 気候

本村の気候は、年間平均気温が 10.4℃、年間降水量が 1,418mm（4 月～10 月までの降水量 1,137mm）、年間日照時間が 2,337.1 時間（平成 30 年）となっており、年間を通じて日照時間が長く、湿度の低い内陸性の気候となっている。

(3) 人口

本村の人口は、昭和 23 年 7,344 人から昭和 48 年 5,725 人まで減少を続け、その後は増加傾向に転じ、本年 8 月 1 日時点で 2,928 世帯 7,721 人（村統計による）となっている。15～19 歳の若者が大幅に転出しているが、それ以外の世代で移住者が増加している。

(4) 産業

本村の産業は、農業に大きく特化しており、セロリは日本一の生産高を誇る。夏場の

冷涼な気候を活かし、ブロッコリー、ホウレンソウ、パセリ、キャベツなどの高原野菜の栽培、また、花きの栽培も盛んである。日照時間の豊富さと昼夜の気温差により、みずみずしく甘みのある野菜が育ち、花きは色鮮やかで日持ちすると評判を得ている。近年では生産高日本一のアネモネのほか、スターチス、トルコギキョウ、アルストロメリア、シクラメンなど、全国屈指の産地となった。一方で、高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加等、さまざまな課題に直面している。

観光業については、夏場を中心に豊かな自然と涼を求める観光客でにぎわい、ペンションなどの宿泊施設も多くある。また、多くの芸術家やクラフトマンなどが移住し、アトリエや工房を構えている場所でもあり、自然とアートが融合した潜在型・周遊型の観光地となりうる場所である。

また、本村は平成 27 年から「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、『八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観』、『土蔵の鏝絵（こてえ）』の 2 つが地域資源として認定された。四季折々に姿を変える雄大な八ヶ岳の眺めとともに麓に広がる農村風景、林の中に自然と調和したペンションや別荘などが点在する北欧を思わせる景観、さわやかな風、森林の薫り、澄んだ空気、五感すべてで自然を満喫できる。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

近年の気候変動及び地球温暖化の影響を見据えて、村内でワイン作りを目指し、ワイン用ぶどうを栽培している農家が出始めてきた。一般的に本村の位置する標高 900m～1,300mの土地はワイン用ぶどうの栽培に向かないとされているが、降水量が少なく日照時間が長い、また昼夜の寒暖差が大きいという気象条件はワイン用ぶどうの栽培に向いており、今後温暖化等の影響でさらに栽培に適した土地となりうるものと考えられる。現在小規模ながらワイン用ぶどうを栽培し醸造施設の建設を目指す意欲的な農家が増えてきていることから、これから生産拡大を目指す農家にとって本特例措置は必要不可欠である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村は、夏場の冷涼な気候を活かし、高原野菜や花きの栽培により農業農村として発展してきた。しかしながら、農業者の高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加等の課題に直面している。

このような状況の中で、村として、後継者の育成や温暖化に柔軟に対応し、より付加価値の高い農産物の生産の支援、6次産業化の推進、地産地消の拡大を通じて観光、商業等他の産業との連携強化を図る必要がある。

本特例措置を活用し小規模主体の酒類製造免許取得が容易になることにより、現在のワイン用ぶどうの栽培面積だけでなく、新規参入や経営規模拡大による栽培面積の増加が見込め、担い手の確保や遊休農地の解消など本村が抱える課題の解決の糸口となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、小規模主体の事業参加が容易となる。

これにより、観光業との連携による交流人口の増加、商工業と連携した雇用機会の創出、また、高冷地ならではの風味を持つぶどうを使用したワインを村の新たな特産品とした「原村ブランド」の創出など、農業をはじめとした各産業の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農業振興

構造改革特別区域計画の実施により、新規参加や経営規模拡大による遊休農地の解消や担い手の確保、また、6次産業化による農家の所得向上や雇用機会の創出が図れる。

(2) 産業振興

原村産ワインを新たな特産品として、本村内のペンション等で料理とともにワインを提供してもらうなど、観光・商業等の産業と連携してワインを「原村ブランド」創出の第一歩とし、地域農産物の消費や交流人口の拡大など、農業振興だけでなく地域全体の活性化につながることを期待できる。

(3) 信州ワインバレー構想との関係

長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参加者の育成からワイン用ぶどう栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。

現在本村が位置する諏訪地域は区分された4つの地域に属してはいるが、この構想に協調し、地域の個性を活かした特色ある地域ブランドを創出することで、全県及び本村のワイン振興の相乗効果が期待できる。また、本村から諏訪地域のワイン振興を盛り上げて地域全体に波及させ、今後新たな振興エリアとして認定されることを目指す。

【特定酒類の製造に関する目標】

区分	令和3年	令和4年	令和5年
特産酒類製造事業者数	1件	2件	3件
特産酒類製造量	2.1kl	5.9kl	12.2kl

8 特定事業の名称

709（710，711） 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県諏訪郡原村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された果実(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が地域の特産物として指定した果物(ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農家の所得向上や地域農産物の消費拡大など農業振興に加え、新たな特産品及び地域ブランドの創出、観光業との連携による交流人口の増加など地域全体の活性化を図る。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないように、指導及び支援を行う。